

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

| 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割補助番号 | 統合 | 管理コード | 所管省庁等 | 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 要望主体 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革/民間開放B) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁等 | その他(特記事項) |
|--------|----------|--------|-----|--------|---------|------------------|---|-------|-------|--|-----|---------------------|--------|------------------|------------------------|--|--|---|------------------|------------|--|
| 5031 | 5031012 | | G03 | z09001 | 金融庁、法務省 | 特定融資枠契約に関する法律第2条 | コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(会社法第2条第6号)、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。 | b | | 平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化したが十分に見極めてい必要があると思われる。以上を踏まえ法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き拡大することの可否について検討を行う。 | | 都銀懇話会 | 12 | A | コミットメントラインの対象企業の拡大 | ・コミットメントライン(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となる借主の対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)等に加え、以下のような借主を追加する。 地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、学校法人、医療法人、共済組合、消費生活協同組合、市街地再開発組合、特別目的会社(「証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国法人) | | ・コミットメントライン(特定融資枠契約)は、既に制度が導入されている大企業等のみならず、中小企業や地方公共団体等にとっても有益な資金調達手段。経済的弱者保護という本法の当初の趣旨は首肯できるものの、現環境下においては、借主の範囲に中小企業等を一律に排除していることは適切ではない。 ・また、地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人等については、金融機関の優越的地位適用は問題とならず、コミットメントライン契約を可能とすることによって、資金調達の多様化・安定化等に資すると考えられる。 | 特定融資枠契約に関する法律第2条 | 金融庁、法務省 | |
| 5052 | 5052011 | | G03 | z09001 | 金融庁、法務省 | 特定融資枠契約に関する法律第2条 | コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(会社法第2条第6号)、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。 | b | | 平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化したが十分に見極めてい必要があると思われる。以上を踏まえ法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き拡大することの可否について検討を行う。 | | 社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫 | 11 | A | コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大 | (特定融資枠契約法の規制の緩和)対象企業を拡大する。 | コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等をその範囲に含める。 | ・コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借手が資本金が3億円を超える株式会社一などに限定されており、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体等には認められていない。地域金融機関のメイン取引先がほぼ当該契約の対象外であることは、我が国の制度に定着していかないために借手側のニーズも希薄とならざるを得ない。 一方、ここ数年間のコミットメントライン契約を利用した借入は、中堅規模以上の中小企業にも広がっており、潜在的要素は広がりつつある。 したがって、コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大することにより、中小企業の資金調達の多様化が図られることになるため、規制緩和していただきたい。 | 特定融資枠契約に関する法律第2条 | 金融庁、法務省 | 継続 |
| 5057 | 5057129 | | G03 | z09001 | 金融庁、法務省 | 特定融資枠契約に関する法律第2条 | コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(会社法第2条第6号)、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。 | b | | 平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化したが十分に見極めてい必要があると思われる。以上を踏まえ法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き拡大することの可否について検討を行う。 | | (社)日本経済団体連合会 | 129 | A | コミットメント契約適用対象先の拡大 | コミットメントライン契約の適用対象先を拡大し、中小企業、地方公共団体、地方公社等をその範囲に含めるべきである。 | | ・コミットメントライン契約は、企業等の資金繰り安定化の観点から、極めて有効であるが、対象先が制限されていることにより、中小企業等の資金繰り安定化、効率化のニーズに対応できていない。また、地方公共団体や独立行政法人、国立大学法人等については、金融機関の優越的地位の適用が発生するとは考えられず、コミットメントライン契約を適用することにより、資金調達の多様化・安定化を図ることが求められる。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改正)」(2006年3月31日閣議決定)において、「中小企業(資本金3億円以下)に加え、地方公共団体、独立行政法人、学校法人、国立大学法人、医療法人、共済組合、消費生活協同組合、市街地再開発組合、特別目的会社にも拡大することが可能かどうか検討する」とされており、早期に結論を得て、所要の措置を講じるべきである。 | 特定融資枠契約に関する法律第2条 | 法務省 金融庁 | 資本金3億円以下の中小企業、地方公共団体等にはコミットメントライン契約による融資が認められていない。 |

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

| 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割補助番号 | 統合 | 管理コード | 所管省庁等 | 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 要望主体 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革/民間開放B) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁等 | その他(特記事項) |
|--------|----------|--------|-----|--------|---------|---|---|-------|-------|---|-----|----------------|--------|------------------|--------------------------------|---|------------|---|--|------------|---|
| 5071 | 5071005 | | G03 | z09001 | 金融庁、法務省 | 特定融資枠契約に関する法律第2条 | コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(会社法第2条第6号)、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。 | b | | 平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいというニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化し十分に見極めてい必要があると思われる。以上を踏まえ法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き拡大することの可否について検討を行う。 | | 社団法人全国信用組合中央協会 | 5 | A | コミットメントライン契約の適用対象企業を拡大すること | コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公社等とその範囲に含めること。 | | 信用組合のメイン取引先の大部分が当該契約の対象外であるため、コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業等の資金調達手段の多様化を図ることが必要であることから、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公社等とその範囲に含めること。 | 特定融資枠契約に関する法律第2条 | 金融庁 | |
| 5053 | 5053010 | | G08 | z09002 | 金融庁、法務省 | 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律 | 信託の受益者については、本人確認法政令第1条において「顧客等に準ずる者」として信託の取引の開始又は信託の受益者の指定、変更の際に本人確認することとされている。 | C | | いわゆる「ライツ・プラン」については、任意の有価証券管理信託契約のスキーム等の一つとして考案され、様々な仕組みがあり得ると考えられるものであり、例えば法的に定められているなど、制度的にマネーロンダリング等に用いられる可能性がない、とは言いかねず、受益者について本人確認を適用除外とすることは、本人確認の実効性を確保する観点から困難であると考えられる。 | | 社団法人信託協会 | 10 | A | 信託型ライツ・プランに係る受益者の本人確認義務の緩和 | ・金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条及び同施行規則第1条等により、適格退職年金信託等一部の信託商品に係る受益者については、同法に基づく本人確認義務が免除されている。 ・他方で、本人確認法施行後に開発された信託商品については、同法に基づく本人確認義務が課されている。 ・信託型ライツ・プランにおける受益者は、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日における当該企業の株主名簿上の株主とすることが一般的であるが、受益者として確定した時点で同法第3条等に基づく本人確認手続きが必要となる。 ・敵対的買収防衛目的で導入する有価証券管理信託や金外信託等(いわゆる「信託型ライツ・プラン」)について、その円滑かつ迅速な信託事務の遂行を可能とするために、受益者に係る本人確認手続きを免除すること。 | | ・信託型ライツ・プランは、企業買収の局面において、買収者の買収提案や現経営陣の経営方針等について株主及び投資家にとって有益な情報提供を促し、企業価値向上に資する買収防衛策であり、信託を活用することによってその実効性が高められている。 ・信託型ライツ・プランの商品特性として、できるだけ円滑かつ迅速に、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日における株主を受益者として確定し、当該受益者に信託財産である有価証券(新株予約権)を交付することが要請されるが、その際の本人確認手続きは信託事務の遂行上極めて大きな負担となっている。 ・信託型ライツ・プランは、受益者が発行体である上場企業から新株予約権を預かり、一定の条件が成就した場合に、その形状を変えることなく、多数の株主(受益者)に引き渡すこととされており、かつ金銭の授受が行われず、このような信託は「モノ」の信託に類似しているともいえ、マネー・ロンダリングの可能性は存在しないと考ええる。 | 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第1条 外国為替及び外国貿易法第22条の2、外国為替令第11条の4及び外国為替に関する省令第12条の2等 | 金融庁、法務省 | |
| 5057 | 5057157 | | G08 | z09002 | 金融庁、法務省 | 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律 | 信託の受益者については、本人確認法政令第1条において「顧客等に準ずる者」として信託の取引の開始又は信託の受益者の指定、変更の際に本人確認することとされている。 | C | | いわゆる「ライツ・プラン」については、任意の有価証券管理信託契約のスキーム等の一つとして考案され、様々な仕組みがあり得ると考えられるものであり、例えば法的に定められているなど、制度的にマネーロンダリング等に用いられる可能性がない、とは言いかねず、受益者について本人確認を適用除外とすることは、本人確認の実効性を確保する観点から困難であると考えられる。 | | (社)日本経済団体連合会 | 157 | A | 信託型ライツ・プランに係る受益者の本人確認義務の緩和(新規) | 敵対的買収防衛目的で導入する有価証券管理信託や金外信託等(いわゆる「信託型ライツ・プラン」)について、その円滑かつ迅速な信託事務の遂行を可能とするために、受益者に係る本人確認手続きを免除すべきである。 | | 信託型ライツ・プランは、企業買収の局面において、買収者の買収提案や現経営陣の経営方針等について株主及び投資家にとって有益な情報提供を促し、企業価値向上に資する買収防衛策であり、信託を活用することによってその実効性が高められている。 信託型ライツ・プランの商品特性として、できるだけ円滑かつ迅速に、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日における株主を受益者として確定し、当該受益者に信託財産である有価証券(新株予約権)を交付することが要請されるが、その際の本人確認手続きは信託事務の遂行上極めて大きな負担となっているため、発行体および株主に大きな不利益が生じる可能性がある。 信託型ライツ・プランは、受益者が発行体である上場企業から新株予約権を預かり、一定の条件が成就した場合に、その形状を変えることなく、多数の株主(受益者)に引き渡すこととされており、かつ金銭の授受が行われず、このような信託は「モノ」の信託に類似しているともいえ、取立てのような形態を利用したマネー・ロンダリングの可能性は存在しないと考ええる。 | 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条及び同施行規則第1条 外国為替及び外国貿易法第22条の2、外国為替令第11条の4及び外国為替に関する省令第12条の2等 | 金融庁 法務省 | 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条及び同施行規則第1条等により、適格退職年金信託等一部の信託商品に係る受益者については、同法に基づく本人確認義務が免除されている。 他方で、本人確認法施行後に開発された信託商品については、同法に基づく本人確認義務が課されている。 信託型ライツ・プランにおける受益者は、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日における当該企業の株主名簿上の株主とすることが一般的であるが、受益者として確定した時点で同法第3条等に基づく本人確認手続きが必要となる。 |

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

| 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割補助番号 | 統合 | 管理コード | 所管官庁等 | 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 要望主体 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革/民間開放B) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁等 | その他(特記事項) |
|--------|----------|--------|-----|--------|-------------|---|--|-------|-------|---|-----|----------------------------------|--------|------------------|-----------------------|--|--|--|---|----------|--|
| 5031 | 5031017 | | G09 | z09003 | 法務省 | 債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 | 債権回収会社が取り扱うことのできる債権は、一定の限度内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。 | b | | 引き続き、全国サービス協会等を通じてのサービス各社及び経済界からのサービスの活動範囲に関するニーズを把握し、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところである。 | | 都銀懇話会 | 17 | A | ファクタリング業務に係る規制緩和 | ・債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第2条に定める「特定金銭債権」の15号関係(ファクタリング債権関係)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加える。 | | ・ファクタリング業務は、銀行法第10条第2項に定める付随業務の一つとして、都市銀行においては関連ファクタリング会社を通じて提供されており、近年においては、一括決済方式などを通じて、喫緊の課題である中小企業金融の円滑化にも貢献している。 ・ファクタリング会社が取り扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が特定金銭債権に含まれれば、ファクタリング会社の保証サービス業務が拡大し、更なる中小企業金融の円滑化に資するとともに、中小企業の回収業務の効率化(回収業務のアウトソーシング)が一層促進される。 | 債権管理回収業に関する特別措置法第2条 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第2条 | 法務省 | |
| 5057 | 5057131 | | G09 | z09003 | 法務省 | 債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 | 債権回収会社が取り扱うことのできる債権は、一定の限度内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。 | b | | 引き続き、全国サービス協会等を通じてのサービス各社及び経済界からのサービスの活動範囲に関するニーズを把握し、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところである。 | | (社)日本経済団体連合会 | 131 | A | ファクタリング業務に係る規制緩和 | サービサー法第2条に定める「特定金銭債権」の第15号関係(ファクタリング債権関係)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を追加すべきである。 | | ファクタリング業務は、銀行法第10条第2項に定める付随業務の一つとして、都市銀行においては関連ファクタリング会社を通じて提供されており、近年においては、一括決済方式などを通じて、喫緊の課題である中小企業金融の円滑化にも貢献している。 ファクタリング会社が取り扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が特定金銭債権に含まれるようになれば、ファクタリング会社の保証サービス業務が拡大し、更なる中小企業金融の円滑化に資するとともに、中小企業の債権回収業務の効率化(アウトソーシング)が一層促進される。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)においては、「債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第2条に定める「特定金銭債権」の15号関係(ファクタリング債権関係)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加える。ことにつき、2006年度中に検討するとされており、早急に結論を得て、措置することが求められる。 | 債権管理回収業に関する特別措置法第2条 | 法務省 | 「債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)」に定める「特定金銭債権」の範囲は、金融機関等が保有する貸付債券等が限定列挙されており、ファクタリング会社が取り扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が含まれていない。 |
| 5002 | 5002001 | | | z09004 | 警察庁、法務省、外務省 | 出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法第七條第一項第七号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件 | 日系人は、告示に基づき「定住者」の在留資格をもって在留することとされている。 | c | | 外国人労働者問題関係省庁連絡会議において、「生活者としての外国人問題」が検討されているところであり、現に生じている問題が解消されない限り、受入れの拡大の検討は困難である。 | | シグマグループ(株式会社シグマテック株式会社シグママフェリーズ) | 1 | A | 日系4世への日系3世と同等の在留資格の付与 | 現在日系1世、2世、3世までを限定として定住者資格、ならびに就労の自由が与えられているが、4世についても3世と同等の地位を付与することを求める。 | 日本在住及び、新たに入国する日系4世に対し、日本語学校(日本語研修センター)での日本語教育の機会を与え、日本の労働力強化に寄与する為に、民間企業による健全な受け入れが可能となる環境を整備する。 | 日系4世は、出入国管理及び難民認定法第7条、第一項の別表第2で、日系3世と同等の資格が付与されていないが、日本在住の一部の4世等(未成年時で3世の親との専らでの入国)には実質的認められている模様だが、不公平である。従い、すべての日系4世に対し日系3世と同等の地位を付与することを強く求める。 | 入管法 | 法務省、外務省 | 在日の日系4世については、3世の両親に帯同して来日しているが、帰国時期が両親の判断による場合がほとんどであり、すでに就労可能な年齢に達して来ているにもかかわらず、定住者資格及び就労の自由が明確に明記されていない。又、日本語教育についてもその年齢層によっては、生活に支障をきたすレベルであり、日本での健全な生活を営むこと自体が、問題となっている。 |

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

| 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割補助番号 | 統合 | 管理コード | 所管省庁等 | 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 要望主体 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革/民間開放) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁等 | その他(特記事項) |
|--------|----------|--------|----|--------|---------------------------|---|---|-------|-------|---|-----|----------------|--------|-----------------|---------------------------------|---|---|--|--|-----------------------|-----------|
| 5011 | 5011001 | | | z09005 | 総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省 | 司法書士法第3条第1項第1号、第2号、第5号、第7号、第8号、第11項、土地家屋調査士法第3条第1項第1号、第3号、第6号、第8条第1項、第73条 | 司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記又は供託に関する手続について代理することができない。なお、違反者には刑罰が科される。 | C | I | 登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。なお、商業・法人登記については、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、関連府省と連携して、このような実態やニーズについて調査し、制度見直しについて検討することとしている。 | | 国民利便・負担軽減推進協議会 | 1 | A | 各士業間における業務制限(禁止)事項を相互に緩和する措置の制定 | 各士業(弁理士、税理士、行政書士、司法書士社会保険労務士、土地家屋調査士、海事代理士等)は、個別の業法により業務範囲が定められているが、各々の資格者が受託した主たる業務に付随する範囲の業務(争訟性のない書類の作成・申請代理等)は、個別法で禁止されている業務範囲であっても、「正当な(主たる)業務に付随する場合」として「相互乗り入れ」を認めること。 | 例えば、行政書士が許認可を受託した場合における、法人設立登記、事業目的変更登記等の司法書士業務を行う場合、司法書士がその登記手続きに関連して、権利義務事実証明書等の行政書士業務を行う場合、税理士が関与している法人の変更登記等を行う場合、行政書士、社労士等が記帳会計や資金計算を行う場合等、夫々の資格者が、受託した業務に付随(密接に関連)する場合に限り、相互乗り入れを認めること。(この場合に要求されるであろう専門的な知識は、各資格者の自己研鑽や研修により取得が可能であり、質の悪い資格者は自然淘汰される。) | 我が国に於ける資格制度の必要性は理解できるが、日本の士業(隣接法律専門職)制度はあまりにも業務範囲が細分化されているため、ある資格者に依頼しただけでは、依頼案件が完了しないことが多々あり、国民は処理日数や手続費用等の面において、著しい不便や余分な出費を強いられている現状がある。また、各種の手続には、資格者よりも法的処理能力に劣る本人申請が認められているという事実が存在する。以上のことから、資格者間における業務の相互制限を緩和し、国民の利便と負担軽減のためのサービス競争を推進すべきである。 | 弁理士法第75条、税理士法第52条、司法書士法第73条、土地家屋調査士法第68条、行政書士法第19条、社会保険労務士法第27条、海事代理士法第17条 | 経済産業省、財務省、厚生労働省、国土交通省 | |
| 5012 | 5012001 | | | z09006 | 法務省 | 戸籍法第49条 | 出生届の届出期間は戸籍法第49条により子の出生の日から起算して14日以内と法定されている。 | C | | 子の出生は権利義務の主体の発生であることから、可能な限り、速やかに戸籍に記録して明らかにする必要があるが、かつ、国内における出生届は14日で十分可能であるため認められない。 | | 鳥取県倉吉市 | 1 | A | 出生届の提出期間延長について | 戸籍法(昭和22年12月22日法律第224号)第49条(出生届)出生の届出は、14日以内(国外で出生があったときは3ヶ月以内)にこれをしなければならず、これを28日(4週間)に延長していただきたい。 | 出生届出者は父または母、同居者、出生に立ち会った医師、助産師、親族、知人でも届出可能だが、出来るものなら夫婦一緒や、産後の態立ちが良ければ母にもおいていただきたいもの、14日間の届出期間中、母の産後の体調を考えると、実際の届出者は父が中心でそれ以外は同居者、また届出日は命名のこともあろうかと思うが後半の届出が多いのが実情です。母が同様の権利を行使するために、期間を延長し、選択の幅をもたすことは必要と考えます。 | 戸籍法(昭和22年12月22日法律第224号) | 法務省民事局 | | |
| 5026 | 5026001 | | | z09007 | 法務省 | 司法書士法第3条第1項第1号、第2号、第5号、第7号、第8号、第11項 | 司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記又は供託に関する手続について代理することができない。なお、違反者には刑罰が科される。 | C | I | 登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。 | | 個人 | 1 | A | 相続を原因とする不動産登記申請の行政書士への開放 | 司法書士法第3条により、法務局又は地方法務局に提出する書類の作成と手続は司法書士の専管業務とされているが、そのうち相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請に限り、行政書士も書類の作成及び手続が行えるよう、規制を緩和すべきである。 | 相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請では、遺産分割協議書や特別受益者証明書等、申請に必要な添付書類は行政書士が作成しており、登記申請書の作成及び手続のみ、規制があるため本人申請又は本人が司法書士に依頼している。依頼者は、一連の業務として迅速かつ廉価を望む中、制限があるため、手続の煩雑さと負担を強いられている。登記申請書の作成及び手続を行政書士も行うようにすることで、依頼者たる国民は迅速かつ廉価なサービスを受けることが可能となり、利便性が増す。なお、不動産登記は、国民の権利に重大な影響を及ぼすものであるが、行政書士により適法に遺産分割協議書等は作成されるため、実体法上の問題としては、権利に関して重大な影響を及ぼすものとは考えられない。また、手続法上の問題として、この登記手続を代理するためには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるが、相続を原因とする所有権移転の不動産登記に関する手続の研修を行政書士に対して行うことで、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営は守られる。 | 司法書士法第3条第1項第1号、第2号、第73条第1項、第78条 | 法務省 | | |

全国規制改革及び民間開放要書(2006あじさい)

| 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割補助番号 | 統合 | 管理コード | 所管省庁等 | 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 要望主体 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革/民間開放) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁等 | その他(特記事項) |
|--------|----------|--------|----|--------|-----------------------------|--|---|-------|-------|--|--|-------|--------|---|--|--|--|---|--|----------|-----------|
| 5026 | 5026002 | | | z09008 | 法務省 | 弁護士法第72条・77条第3号 | 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で他人の代理等の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には罰則が科される。 | c | 1 | 弁護士法第72条が非弁護士による法律事務取扱の禁止を定めているのは、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に課すべきものとされ、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を独占することが、国民の法律生活の公正円滑な営みと法律秩序の維持のために必要とされたからである。行政書士については、上記のような法律専門家としての能力的・倫理的担保が図られていないから、示談交渉のような法律事件に関する法律事務を行政書士に行わせることは、弁護士法第72条の趣旨に照らし、相当でない。 | | 個人 | 2 | A | 示談交渉の行政書士への開放 | 弁護士法第72条により、示談交渉は弁護士の専管業務とされているが、行政書士も示談交渉が行えるよう、規制を緩和すべきである。 | | 交通事故損害額算定書の作成やクーリング・オフの通知、その他和解契約書等、示談交渉に必要な書類は行政書士が作成しており、示談交渉の代理のみ、規制があるため本人が交渉を行うか、又は本人が弁護士に依頼している。依頼者は、一連の業務として迅速かつ廉価を望む中、制限があるため煩雑さと負担を強いられている。また、現実には、弁護士に依頼する費用よりも少額の事件も多数存在し、泣き寝入りをしているケースも見受けられる。示談交渉の代理を行政書士も行うようにすることで、依頼者たる国民は迅速かつ廉価なサービスを受けやすくなり、利便性が向上する。さらに、国民の権利をより守ることも出来るようになる。なお、示談交渉の代理は、国民の権利に重大な影響を及ぼすものであるが、行政書士により適法に交通事故損害額算定書等は作成されているため、権利に関して重大な影響を及ぼすものとは考えられない。また、弁護士法第72条は三百代金を防ぐためのものであるが、行政書士を三百代金として規制し、示談交渉の代理を弁護士に独占させることは、本来の弁護士法第72条の趣旨を逸脱しているものと考えられる。 | 弁護士法第72条 | 法務省 | |
| 5031 | 5031014 | | | z09009 | 金融庁、法務省 | 民法第466条第2項 | 当事者が譲渡禁止の意思表示をした場合、指名債権の譲渡は禁止される。 | - | 1 | 法務省は、民事基本法を所管する立場から、信託業者等に関する特例措置の検討を求めている。当該業者を所管する官庁において検討がされるものと承知しているが、その検討に対して必要な協力は行って参りたい。 | 本件要望は、私人間における債権譲渡一般についての見直しではなく、譲受人が信託業者等一定の免許業者の場合に限った特例措置の検討を求めているものであるから、当該業者を所管する官庁において検討がされるものと承知しているが、その検討に対して必要な協力は行って参りたい。 | 都銀懇話会 | 14 | A | 債権流動化における債権譲渡禁止特約の対外的制限 | ・ 売掛債権等の一定の種類を指名債権に限定し、かつ「信託業法」又は「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業者に対する信託が譲り受ける場合、又は「特定目的会社及び証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国の法人が譲り受ける場合、金融機関(を除外)が譲り受ける場合に限り、譲渡禁止特約の対外的効果を制限するよう債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律を一部改正。 ・ 民法第466条第2項の譲渡禁止特約の対外的効果を制限する規定を盛り込む。(併せて、法律名を例えば「債権譲渡に関する民法の特例に関する法律」に改める) | | ・ そもそも民法第466条第2項の規定が起算された当時は、原債務者を過剰な取立てなどの権利行使から保護することが背景にあったと見られるが、譲受人を信託業者等一定の免許業者等に限定することにより、その目的は十分達成できる。 ・ 現在の譲渡禁止特約の対外的効は、原債務者に保護を与える手段としては過剰規制であり、逆に債権者の資金調達を妨げる要因となっているなど弊害が多く、緩和されるべきである。一方で譲渡禁止特約につき債権も、最高裁判例で既に差押及び執行命令の対象と認められている点と照らし合わせれば、より広く原債権者の資金調達のために活用されるべきである。 ・ 我が国の債権譲渡関連法制を国際的な趨勢に適合させることにより、我が国の債権流動化市場の拡大を図ることができる。 | 民法第466条第2項、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律 | 金融庁、法務省 | |
| 5039 | 5039001 | | | z09010 | 警察庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省 | 出入国管理及び難民認定法第20条、第21条、第22条、出入国管理及び難民認定法施行規則第20条、第21条 | 在留資格の変更及び在留期間の更新については、法務大臣が適当と認めるときに限り、許可される。 ・ 永住の許可については、法務大臣が、その者の永住が日本国の利益に合すると認めるときに限り、これを許可することができる。 | c | 1 | 外国人労働者問題関係省庁連絡会議において、国内に合法的に在留する外国人に対し、社会保険加入、国税及び地方税の納入などの義務の履行、学齢期の子どもの教育を行わせること、これら外国人への日本語教育を強化する観点から、在留期間の更新時に居住地や社会保険への加入状況を含めた公的義務の履行状況を確認することのほか、被保険者に対する制度の周知や事業者に対する指導の強化等による社会保険加入の推進等を含む多くの方策について検討されているところであることから、本要望内容の実現の可否についてお示しできる段階ではない。 | 外国人集住都市会議 議長 四日市市長 井上哲夫 | 1 | A | 在留資格の変更、在留期間の更新および永住者の在留資格への変更の際の在留管理の適正化 | 在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」の在留資格への変更には、外国人が就労している場合、雇用・労働条件に法令違反がなく、社会保険に加入していること、国税及び地方税の滞納がないこと、学齢期の子どものいる場合その子どもが就労していること、在留資格によっては日本語能力の程度、などを審査項目に加え、それらの実施状況を正確に把握できる体制を整える。これらの実施が不十分又は法令違反がある場合、在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」への在留資格への変更を留保し、市区町村や関係機関と連携して、その是正を図る。子どもの就労や日本語能力の程度を審査項目に加える場合、すでに日本に在留している外国人に、子どもの就労の機会や、本人の日本語学習機会を十分に提供するために、国の責任において必要な環境を早急に整備する。 | | 【規制の現状】在留資格の変更又は在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務大臣にこれを申請することができ、法務大臣は、当該外国人の提出した文書に基づいて、在留資格の変更を適当と認めるときに限り、これを許可することができる。また、在留する外国人が、「永住者」の在留資格への変更(特別永住者を除く)を希望する場合、法務大臣は、素行が善良であること及び独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること並びにその者の永住が日本国の利益に合すると認めるときに限り、これを許可することができる。なお、素行が善良であることを証明するために、国税の納付証明書の提出が義務付けられている。 【要望理由】日本に在留する外国人の権利を保障し、同時に義務の履行を図ることは、多文化共生社会を形成するために不可欠なことではない条件である。しかし、国内に合法的に在留しているが、その資金・労働条件が労働関係法令や出入国管理関係法令に定める条件を満たしていないかどうかはチェックされず、社会保険加入、国税及び地方税の納入などの義務を十分に果たしていない場合がある。学齢期の子どもを就労を保障することは、保護者や受入人にとって義務的なものであり、これも十分に果たされていない。また、「永住者」の在留資格を取得した外国人が、社会保険に加入していない場合は少なくない。地方税の滞納についてもチェックされていない。さらに、日本語が不十分な場合、日本の各地域社会において、住民と共に暮らすことが困難になっており、在留資格によっては、日本語能力を証明することも必要であると考えられる。これらの実現のために、在留資格の変更・更新及び「永住者」の在留資格への変更にあたって、法務省出入国管理局と市区町村及び関係行政機関は、「共用データベース」の構築などを通じて効果的かつ効率的に連携することが必要である。 | 出入国管理及び難民認定法第20条、第21条及び第22条、永住許可に関するガイドライン(法務省出入国管理局平成18年3月31日)、地方自治法第10条 | 法務省出入国管理局、総務省自治行政局、自治税務局、厚生労働省職業安定局、厚生労働省労働基準局、厚生労働省年金局、厚生労働省健康政策局、文部省大臣官房、文部省初等・中等教育局、財務省主税局、総務省自治行政局 | | |

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

| 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割補助番号 | 統合 | 管理コード | 所管官庁等 | 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 要望主体 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革/民間開放B) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁等 | その他(特記事項) |
|--------|----------|--------|----|--------|-------------|--|--|-------|-----------------|--|-----|-------------------------|--------|------------------|--|---|------------|--|--------------|-----------------------------------|---|
| 5039 | 5039003 | | | z09011 | 警察庁、法務省、外務省 | なし | ブラジル連邦共和国との間に「犯罪人引渡条約」及び「代理処罰制度」について現在まで規定はされていない。 | b | 条約上の手当てを必要とするもの | ブラジル政府に対し、犯罪人引渡条約の締結を目指し、同時に、個別事件の訴追を実現することを目的とした日・ブラジル政府間協議の場を立ち上げることが提案済み、今後早期に協議を立ち上げられるよう、引き続きブラジル側との調整を行う。 | | 外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫 | 3 | A | ブラジル連邦共和国との犯罪人引渡し条約の締結及び代理処罰制度の確立 | 日本国内で罪を犯し、ブラジル連邦共和国へ逃亡した容疑者に対し、「犯罪人引渡し条約」の締結による引渡しや司法共助による代理処罰など、日本政府として厳正な対応を講ずること。 | | 現在、日本とブラジル連邦共和国の間には、「犯罪人引渡し条約」がなく、日本国内で罪を犯したブラジル人が帰国してしまうと日本の司法による処罰ができない。また、代理処罰制度も確立していないためブラジル連邦共和国司法当局による処罰もなされていない。そのため、交通事故や殺人事件の容疑者が身柄拘束前に帰国してしまい刑事罰の適用を免れている。こうした事態は日本人住民と外国人住民の良好な関係の構築を妨げるものであり、また外国人への偏見を助長し、外国人と共に暮らす安全で安心な地域社会の実現のために条約の締結や代理処罰制度の確立が不可欠である。 | 刑法第1条 | 警察庁長官官房国際部・刑事局・警備局、法務省刑事局、外務省中南米局 | |
| 5040 | 5040001 | | | z09012 | 法務省 | 出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法施行規則第6条、第6条の2 | 上陸の申請に当たっては、各在留資格に応じて、別表に掲げる資料等を提出することとされている。 | c | | 在留資格は、外国人が現に我が国で行う活動の実態に応じて与えられるものである。婚姻届や戸籍等は、事実関係を証明するものであるが、例えば、法律上の婚姻関係は継続していても、同居をし、互いに協力・扶助し合っている場合、本邦において日本人の配偶者としての活動を行うものとは異なり、「日本人の配偶者等」の在留資格に該当するとは認められない。 婚姻に至った経緯等については、婚姻の実体を確認するために最低限必要な事項であり、これを確認すること(婚姻実態の有無を判断することはできない。また、これらの事項は偽装婚姻との判別や偽装婚姻旋回ローカーの摘発にもつながる重要なものであり、現に、これらをもとにした当局の調査によって偽装婚姻やローカーの摘発が相次いで行われている。 からの資料は、申請者の負担軽減の観点から、必要事項のみを正確に把握するために任意に求めているものであって、から 以外のものでも、婚姻の実体を裏付ける資料であれば差し支えない。ただし、提出いただいた資料等に不備・不足がある場合や提出がない場合は、資料の再提出を求めるほか、夫婦双方に来庁していただき、婚姻に至った経緯等について聴取(対面審査)をする場合もある。 | | 個人 | 1 | A | 「日本人の配偶者等」への在留資格変更申請時における書類(「質問書」、「経緯書」、「スナップ写真」、「手紙」)の提出義務の廃止 | 外国人が日本で日本人と結婚し、日本人の配偶者としての地位に基づき日本に在留するためには、他の在留資格から「日本人の配偶者等」への在留資格の変更が必要となる。その取得のためには申請者が自分の居住地を管轄している地方入国管理局へ行き手続きをする必要があるが、その際には、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第三に定める資料(「当該日本人との婚姻を結ぶ文書及び住民票の写し」、「当該外国人又はその配偶者の職業及び収入に関する証明書」、「本邦に居住する当該日本人の身元保証書」)に加え、「質問書」(カップルが初めてあった時期、場所などを記入)、「なれそめ書」(わたしたちがどのように知り合い、どのように結婚に至ったのか、という内容を記入)、「結婚しようとする者2人が一緒に写ったスナップ写真2枚」、「その他交際歴を証明する資料」(2人の間で手紙等)の全てが提出が求められる。これらの書類の提出を求めることはプライバシーの侵害であり、既に日本に他の在留資格において合法的に在留している外国人が在留資格変更申請時には、その提出義務を廃止すべきである。 | | 「日本人の配偶者等」への在留資格変更申請時における書類(「質問書」、「経緯書」、「スナップ写真」、「手紙」)の提出を求め、明らかにプライバシーの侵害であり、入国管理局でのこれらの手続きに不快感を覚えている外国人は多数存在している。グローバル化の進展に伴うわが国の国際結婚の増加という現代社会の潮流のなか、人権侵害とも看做されるこれら書類の提出はわが国のイメージダウンになり、国益を損なう。これらの書類の提出がけわしい偽装婚姻防止のために行なわれているとすれば、わが国の官費が発行した「当該日本人との婚姻を結ぶ文書」をわが国の他の官費が信頼していないことを喧伝しているようなものであるし、これらの書類の偽造は容易であり実効性が乏しい(一方でわが国のイメージダウンという大きな弊害があり、規制の費用対効果の観点からも廃止すべきである)。 | 出入国管理及び難民認定法 | 法務省入国管理局 | 法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/ 法務省民事局ホームページ http://www.moj.go.jp/MINJI/minj15.html#name2 外務省査証案内 http://www.mofa.go.jp/mofaj/to/ko/visa/index.html 平成17年版 国民生活白書 コラム 増加しつつある国際結婚 |
| 5041 | 5041001 | | | z09013 | 法務省 | - | - | c | | ・当日許可される手続きを窓口あるいは時間帯を別にして受け付けることについては、各地方入国管理局における業務量や配置できる職員の数等を勘案し、可能な箇所から実施できるよう検討してまいりたい。 ・審査結果については、申請人に結果を告知するとともに、処分を旅券上に記録・表示する必要があること等から、(代理)申請人の来庁及び身分確認は必要であり、郵便による送達を導入することはできないので、ご理解をいただきたい。 | | 個人 | 1 | A | 出入国管理及び難民認定法関係の行政サービスの改善 | 現在、出入国管理及び難民認定法関係の手続きを行っている地方入国管理局及び出張所では、受付時間が短く(平日9時～12時、13～16時)常に混雑している。その原因の一つとしては、事務処理時間が短く(当日発行される手続き(再入国許可申請、資格概括届出申請、就労資格証明書交付申請)と処理に時間を要する手続き(在留資格の取得、変更など)は申請書類を提出する時には本人が出頭しても、審査結果を受け取る時には郵送にすることを提案する。人手不足の入国管理局にとっても、時間と余裕を持たない外国人にとっても、二重以上入国管理局に出頭しなければならないのは、決して効率的であるとは思えない。本人が出頭する理由としては、本人であることや、旅券等の真正性の確認が求められるが、これらは最初の一回で済むことであり、郵送による審査結果の送付が可能になれば、事務処理のスピードが大幅改善できると思われる。出入国管理及び難民認定法関係の申請に際しては、行政サービスの効率化・合理化を図るためには、増加傾向にある外国人のニーズを把握しつつ、業務時間を短縮できるように工夫をすることが必要である。当面、その具体的な方法として、当日発行される手続きを窓口あるいは時間帯を別にして受け付けること、郵便による審査送達を可能にすることを求める。 | | 国際交流の活性化の中で、世界各国から多くの人々が日々日本を訪れているが、諸手続きへの業務処理時間がかかりすぎては、観光立国実現への取り組みや高度人材を始めとする外国人労働者の円滑な受け入れに支障をもたらすことになる。(在留資格関係、永住権の申請など)の受付が同じ窓口で行われており、効率のいい業務が行われていない。法務省入国管理局では、「電子政府構築計画」(2003年7月17日各府省情報統括責任者(CIO)連絡会議決定、2004年6月14日一部改定)に基づき、出入国管理業務の業務・システム最適化計画を推進しているが、諸案の検討や計画の実施までには時間がかかると思われる。一方、出入国管理関係の業務では、外国人入国者数が平成13年から17年の5年間で約41%増、在留資格審査関係申請の新受付人員が平成12年から16年の過去5年で約2%増となる等、近年の業務量は増加しており、今後ともこの増加傾向は続くものと予想される。入国管理にかかわる業務・システムについての見直しは急務である。そこで、実現可能性が高く、効率性を高める業務サービスとして上記を提案する。 | 入国管理及び難民認定法 | 法務省 | |

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

| 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割補助番号 | 統合 | 管理コード | 所管官庁等 | 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 要望主体 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革/民間開放B) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁等 | その他(特記事項) |
|--------|----------|--------|----|--------|---------|--|--|-------|--|---|-----|---------------------|--------|------------------|------------------------------------|--|---|---|---|------------------------------|--|
| 5042 | 5042001 | | | z09014 | 法務省 | 土地家屋調査士法第8条第1項、第68条第1項 | 土地家屋調査士となる資格を有する者が土地家屋調査士となるには、日本土地家屋調査士会連合会の登録を受けなければならない。また、同時に土地家屋調査士会に入会しなければならない。また、土地家屋調査士会に入会していない土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人でない者は、不動産の表示に関する登記の手続について代理することができない。なお、違反者には罰則が科される。 | C | I | 土地家屋調査士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的として設立されている。専門資格者としての自立性の確保の観点から、資格者による自主的統制に委ねるのが相当であるところ、土地家屋調査士法に入会していない土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人は、土地家屋調査士会の会則による拘束を受けず、土地家屋調査士会からの指導も受けない点で、適正な土地家屋調査士業務の遂行を維持することが困難となることから、資格者による自主的統制が有効に機能するためには、強制入会制を維持する必要性があり、認められない。 | | 個人 | 1 | A | 土地家屋調査士会会員でない土地家屋調査士への業務制限の撤廃。【新規】 | 土地家屋調査士(以下、単に調査士という)試験に合格した者等は登録によって調査士となるが、登録には土地家屋調査士会(以下単に調査士会と言う)への入会が条件となっている。更に、調査士会を退会し、調査士会会員でない調査士となると大幅な業務範囲の制限をうける。このような調査士登録に当たっての調査士会への強制入会の条件及び調査士会会員でない調査士に対する業務範囲の制限の撤廃。すなわち土地家屋調査士法(以下単に土法と言う)第68条による公正な競争制限の撤廃を強く求めます。 | 1. 調査士の登録業務は、調査士会が担当する。 2. 調査士会は自由に設立できるものとする。 3. 調査士はその専門性、地域性、兼業業務内容、業務規模等に応じ、自由に調査士会を選択できるものとする。またいずれの調査士会にも加入しない自由もあるものとする。 4. 所属する調査士会に関係なく、全ての調査士は差別なく全ての調査士業務を担当できるものとする。 | 1. 唯一特定の調査士会への加入が条件となっている為下記の弊害が生じている。イ、高額の入会金のため登録者が増えていない。ロ、高額な会費の高退会者が続出している。ハ、この結果、登録者の増加が少なく、公正な競争が確保されていない。ニ、加えて、(調査士会を退会した場合)調査士会会員でない調査士には業務範囲を制限し、公正な競争を阻害している。2. 土法を改正し、規制及び規制から派生する弊害を撤廃することによって、国民への登記サービスの向上を図ることを目的とする。 | 1. 登録・入会関係以下、土地家屋調査士法(土地家屋調査士名簿の登録)第8条(登録の申請)第9条(登録の拒否)第10条(調査士の入会及び退会)第52条2. 調査士会会員でない調査士への業務の制限関係1)土地家屋調査士法(非調査士等の取扱い)第68条(業務)第3条2)土地家屋調査士法規則(表示)第19条 | 法務省 | 1.土地家屋調査士発行の雑誌「土地家屋調査士平成18年6月号」によると平成18年4月の登録者及び登録取り消し者の数は下記の通りである。 イ、登録者 56人口、登録取り消し者 92人口。 2. (埼玉)土地家屋調査士会の毎月年会費は1万1500円である。これは任意加入の建築士会のほぼ年会費に相当する。技術士会の約6倍である。 |
| 5049 | 5049003 | | | z09015 | 警察庁、法務省 | 刑法第185条第186条 1 賭博をした者は、50万円以下の罰金または料に処する(刑法第185条)。 2 常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する(刑法第186条第1項)。 3 賭博場を開帳し、又は賭博を結合して利益を図つた者は、3月以上5年以下の懲役に処する(刑法第186条第2項)。 | b | | カジノに係る行為は、刑法第185条・第186条に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である。 | b.全国規模で検討中 刑法第185条及び第186条は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ、刑罰法規の基本法である刑法を改正して、カジノのみを刑法第185条及び第186条の構成要件から外すことはできない。カジノの特別立法については、いずれかの省庁において、カジノを法制化する法律を立案することになれば、その内容について、法務省が個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。 | | 東京都 | 3 | A | カジノ実現に必要な法整備 | ・カジノを実現するために、必要な法整備を行うこと。 ・その際に、地域の実情に即したカジノ運営を可能にするしくみとするなど、地方自治体の意向を十分踏まえるよう留意すること。 | カジノ開設 | ・カジノは、有力な観光資源であり、新たなゲーミング産業として、経済波及効果や雇用創出効果が大きいに期待できる。 ・カジノは、現行法では、刑罰の賭博および賭博に関する罪で規制されており実施することができない。 | 刑法第185条～187条(賭博および賭博に関する罪) | 内閣府 法務省 国土交通省 経済産業省 | |
| 5052 | 5052013 | 1 | | z09016 | 金融庁、法務省 | 特定融資特約に関する法律第2条 | コミットメントライン契約(特定融資特約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(会社法第2条第6号)、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。 | b | | プロジェクトファイナンスに関係すると主張する当事者が、常に保護を要しない高度な金融知識を有している保証はないため、プロジェクトファイナンスを利息制限法及び出資法の適用除外とすることについては慎重に検討する必要がある。 | | 社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫 | 13 | A | プロジェクトファイナンスに関する規制緩和等 | 右記同様 | 特定融資特約に関する法律、に関する規制緩和について | プロジェクトファイナンスは当該プロジェクトが生み出すキャッシュフローのみを返済原資とする融資形態であり、親企業のバランスシートから切り離すためにSPCを設立する契約交渉に登場するのは高度な金融知識を有する株主企業の担当者であることから、利息制限法及び出資法の適用除外対象とする。 | 特定融資特約に関する法律第2条 | 金融庁、法務省 | 新規 |

| 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割補助番号 | 統合 | 管理コード | 所管省庁等 | 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 要望主体 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革/民間開放B) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁等 | その他(特記事項) |
|--------|----------|--------|----|--------|---------------|---|--|---------|--|---|---------------------|--------------|--------|-----------------------|----------------------|---|--|--|--------------------------------|--|-----------|
| 5052 | 5052013 | 2 | | z09017 | 法務省 | 民法第362条、第364条、第466条、第467条 | <p>【 について】</p> <p>普通預金口座に係る預金債権を担保の目的とすることについて、現行法上、特段の民事上の規制はない。債権を担保の目的とする方法には、質権(民法362条)を設定する方法と判例上認められている譲渡担保による方法があり、その対抗要件は、いずれも確定日付のある第三債務者への通知又は第三債務者の承諾である(民法364条、466条、467条)。</p> <p>【 について】</p> <p>債権は、原則として自由に譲渡することができる(民法466条)。将来発生すべき債権についても譲渡可能であるが、譲渡対象債権の発生すべき期間の長さその他の具体的な契約内容によっては、債権譲渡契約が公序良俗に反するなどして無効となることがある(裁判平11.1.29)。</p> | について、は、 | <p>【 について】</p> <p>普通預金口座に係る預金債権を担保の目的とすることについては、制度の現状として記したとおり、現行法上可能であり、これに対する民事上の規制が存在するわけではない。また、その対抗要件に關しても、設定当初に対抗要件を具備すれば設定後に残高が変動してもその効力が及ぶという考え方(要望内容に沿う考え方)が学説上一般的であり、これに対する有力な反対説があるとは承知していない。したがって、現時点において要理理由に記されているような立法措置を講ずべき必要性は高くないと認識しており、引き続き、民事基本法を所管する立場から、判例・実務の動向を注視してまいりたい。</p> <p>【 について】</p> <p>将来発生する債権の譲渡の有効性に関する判例(最高裁判平成11年1月29日判決)は、契約内容が公序良俗に反するなどの特殊例外的な場合に限り債権譲渡の効力を否定すべき旨を明示しており、その有効性を広く認めたものと評されている。この判例にいう公序良俗に反するかどうかは、個別具体的な事案ごとに様々な事情を考慮して判断すべきものであり、これを立法措置によって一律に定めることは極めて困難である。また、あえて債権の発生すべき期間のみを基準とする有効性の要件を法定するとすれば、むしろ債権譲渡の効力を制限することになりかねないので、慎重な検討を要する。</p> | | 社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫 | 13 | A | プロジェクトファイナンスに関する規制緩和等 | 右記同様 | 流動性預金担保設定の適格性の明確化等について 将来債権譲渡担保の有効期間の明確化について | <p>融資金融機関は、SPCの普通預金口座(プロジェクト口座)に対し担保権を設定することとなるが、預入れと払戻しが反復・継続的に行われ残高が変動する流動性預金について担保としての適格性が問題となっているほか、対抗要件についても、設定当初に具備した対抗要件が変動後の預金残高に対しても引き続き完全な効力を有するか等、法的確実性の点で問題が残っていることから、プロジェクト・ファイナンスに関する流動性預金の担保としての適格性および対抗要件の具備に関する有効成立要件について、立法措置等により明確化する。</p> <p>将来債権譲渡の実体法上の有効期間については明文規定がなく、判例により最終的判断が公序良俗にゆだねられており、実務上、判断に窮するケースも出てくることと想定されることから、将来債権譲渡の実体法上の有効期間についても登記上の有効存続期間(50年)に合わせる形で立法措置等を行う。</p> | 特定融資特約に関する法律第2条 | 金融庁、法務省 | 新規 | |
| 5057 | 5057023 | 1 1 | | z09018 | 警察庁、法務省、厚生労働省 | 出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針 | <p>研修及び技能実習の期間は併せて最長3年とされている。</p> | C | | <p>研修・技能実習制度については、関係省庁とも連携して制度の見直しを行っていくこととしているが、研修生・技能実習生の受入れを巡る問題が多発していることから、まずは現行制度の適正化を図ることが必要である。</p> <p>なお、再研修については、その要件を明確化するとともに、これまでに認められた事例の公表を行っているところである。</p> | | (社)日本経済団体連合会 | 23 | A | 外国人研修・技能実習制度の見直し - 1 | <p>- 1再研修・再技能実習の制度化</p> <p>研修・実習期間が終了し一定レベル以上の技能を身につけた研修・技能実習生が、より高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身につけ、出身国の技術レベル向上に貢献することができるようにするため、再研修・再技能実習の制度化もしくは技能実習期間の延長を図るべきである。</p> | <p>グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・複雑化に伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につけるために長期間、わが国国内で実務研修を行う必要性が生じている。研修から技能実習への移行申請者が4万人を超え(2005年)など、外国人研修・技能実習制度がわが国および開発途上国において欠かせない制度となった今、同制度を適正かつ円滑に推進し、一層充実させていくためには、運用の適正化とともに、制度自体の見直しもあわせて行う必要がある。</p> | 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年5月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的特組 | 法務省入国管理局 厚生労働省職業能力開発局 ほか | <p>現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」「生活実費として研修手当を支給」と2年間の「技能実習(労働の対価として賃金を支給)」の最長3年間で構成される。「技能実習」の対象職種は、技能検定等の対象となる62職種114作業に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特別あり)となっており、技能実習修了後の就労は認められていない。</p> | |
| 5057 | 5057023 | 1 2 | | z09019 | 警察庁、法務省、厚生労働省 | 出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針 | <p>在留資格「研修」の在留期間は、最長1年とされている。</p> | C | | <p>研修・技能実習制度については、関係省庁とも連携して制度自体の見直しを行っていくこととしているが、研修生の受入れを巡る問題が多発していることから、まずは現行制度の適正化を図ることが必要であると考え、</p> | | (社)日本経済団体連合会 | 23 | A | 外国人研修・技能実習制度の見直し - 2 | <p>- 2技能実習期間の延長</p> <p>研修・実習期間が終了し一定レベル以上の技能を身につけた研修・技能実習生が、より高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身につけ、出身国の技術レベル向上に貢献することができるようにするため、再研修・再技能実習の制度化もしくは技能実習期間の延長を図るべきである。</p> | <p>グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・複雑化に伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につけるために長期間、わが国国内で実務研修を行う必要性が生じている。研修から技能実習への移行申請者が4万人を超え(2005年)など、外国人研修・技能実習制度がわが国および開発途上国において欠かせない制度となった今、同制度を適正かつ円滑に推進し、一層充実させていくためには、運用の適正化とともに、制度自体の見直しもあわせて行う必要がある。</p> | 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年5月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的特組 | 法務省入国管理局 厚生労働省職業能力開発局 ほか | <p>現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」「生活実費として研修手当を支給」と2年間の「技能実習(労働の対価として賃金を支給)」の最長3年間で構成される。「技能実習」の対象職種は、技能検定等の対象となる62職種114作業に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特別あり)となっており、技能実習修了後の就労は認められていない。</p> | |

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

| 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割補助番号 | 統合 | 管理コード | 所管省庁等 | 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 要望主体 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革/民間開放B) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁等 | その他(特記事項) |
|--------|----------|--------|----|--------|---------------|---|---|-------|-------|---|-----|--------------|--------|------------------|------------------|--|------------|---|---|--------------------------------|---|
| 5057 | 5057023 | 2 | | z09020 | 警察庁、法務省 | 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針 | 研修及び技能実習の期間は併せて最長3年とされている。 | C | | 研修・技能実習制度は、事前に提出する研修計画に基づき一定の期間行われる研修により修得した技術、技能等の評価を行い、一定の水準に達している等の要件を満たした場合に、はじめて、技能実習に移行することが可能となるものであり、単に研修期間を短縮することはできない。また、我が国への入国前の技術、技能等のレベルをどのように評価するのかが、その詳細も不明である。 | | (社)日本経済団体連合会 | 23 | A | 外国人研修・技能実習制度の見直し | 研修期間の短縮 技能実習を前提として来日する場合、来日前に一定レベルの技能や日本語能力を身につけていれば、研修期間を短縮し、技能実習期間を長く(例えば研修半年、実務研修2年半)など、制度に柔軟性を持たせるべきである。 | | グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・複雑化に伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につけるために長期間、わが国国内で実務研修を行う必要性が生じている。研修から技能実習への移行申請者が4万人を超えている(2005年)など、外国人研修・技能実習制度がわが国および開発途上国において欠かせない制度となった今、同制度を適正かつ円滑に推進し、一層充実させていくためには、運用の適正化とともに、制度自体の見直しもあわせて行う必要がある。 | 出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的特組 | 法務省入国管理局 厚生労働省職業能力開発局 ほか | 現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」、(生活実費として研修手当を支給)と2年間の「技能実習(労働の対価として賃金を支給)」の最長3年間で構成される。「技能実習」の対象職種は、技能検定等の対象となる。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特別あり)となっており、技能実習修了後の就労は認められていない。 |
| 5057 | 5057023 | 3 | | z09021 | 警察庁、法務省、厚生労働省 | 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針 | 研修・技能実習制度は、技術等の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う人づくりに協力することを目的としている。 | C | | 研修・技能実習制度は、我が国において修得した技術等を本国で生かすという技能移転を目的とした制度であり、研修・技能実習生に対してそのまま就労することを認めることは、当該制度の趣旨にも反するものである。また、高度な技能等を修得したことをどのように評価・判断するのかがについても不明である。 | | (社)日本経済団体連合会 | 23 | A | 外国人研修・技能実習制度の見直し | 受入企業・技能実習生双方のニーズに基づき(在留資格の変更 研修・技能実習生の中には、研修・技能実習で得た技能を出身国において活かすのみならず、将来的にわが国経済社会の発展にも貢献したいと希望する者もいる。一方、受入企業側にも、技能伝承の担い手として研修・技能実習生の引き続きの存在を希望するところが少なくない。そこで、わが国の産業競争力や国民生活、地域経済の維持・強化に必要な分野で、特に高度な技能等を修得した研修・技能実習生については、専門的・技術的分野の人材としてわが国において就労を認めることにつき、検討を進めるべきである。 | | グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・複雑化に伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につけるために長期間、わが国国内で実務研修を行う必要性が生じている。研修から技能実習への移行申請者が4万人を超えている(2005年)など、外国人研修・技能実習制度がわが国および開発途上国において欠かせない制度となった今、同制度を適正かつ円滑に推進し、一層充実させていくためには、運用の適正化とともに、制度自体の見直しもあわせて行う必要がある。 | 出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的特組 | 法務省入国管理局 厚生労働省職業能力開発局 ほか | 現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」、(生活実費として研修手当を支給)と2年間の「技能実習(労働の対価として賃金を支給)」の最長3年間で構成される。「技能実習」の対象職種は、技能検定等の対象となる。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特別あり)となっており、技能実習修了後の就労は認められていない。 |
| 5057 | 5057023 | 4 | | z09022 | 警察庁、法務省 | 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 | 受入れ機関に受け入れられる研修生の人数は、受入れ機関の常勤の職員の総数によって、省令上規定されている。 | C | | 研修制度については、関係省庁とも連携して受入れ制度自体の見直しを行っていることとしているが、研修生の受入れを巡る問題が多発していることから、まずは現行制度の適正化を図ることが必要である。 | | (社)日本経済団体連合会 | 23 | A | 外国人研修・技能実習制度の見直し | 受け入れ枠の拡大 一定の要件(企業単独型での受け入れ、過去数年にわたり不正行為等なく適正な運営を行っている企業の受入れなど)のもと、受入れ人数を緩和・拡大すべきである。 | | グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・複雑化に伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につけるために長期間、わが国国内で実務研修を行う必要性が生じている。研修から技能実習への移行申請者が4万人を超えている(2005年)など、外国人研修・技能実習制度がわが国および開発途上国において欠かせない制度となった今、同制度を適正かつ円滑に推進し、一層充実させていくためには、運用の適正化とともに、制度自体の見直しもあわせて行う必要がある。 | 出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的特組 | 法務省入国管理局 厚生労働省職業能力開発局 ほか | 現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」、(生活実費として研修手当を支給)と2年間の「技能実習(労働の対価として賃金を支給)」の最長3年間で構成される。「技能実習」の対象職種は、技能検定等の対象となる。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特別あり)となっており、技能実習修了後の就労は認められていない。 |

| 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割補助番号 | 統合 | 管理コード | 所管省庁等 | 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 要望主体 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革/民間開放B) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁等 | その他(特記事項) | |
|--------|----------|--------|----|--------|---------------|---|--|-------|-------|--|-----|--------------|--------|------------------|-----------------------------|---|------------|---|--|-------------------------------|---|--|
| 5057 | 5057023 | 5 | | z09023 | 警察庁、法務省、厚生労働省 | 出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 | 技能実習の対象職種は、62職種114作業となっている。 | d | - | 技能実習の対象職種については、公的評価制度に基づき客観的に評価できるものであって、かつ、送出し国のニーズに合致するものであることが必要である。したがって、技能検定制度が整備されるか、又は評価制度が整備され、国際研修協力機構の認定を受ければ対象職種とすることは可能である。 | | (社)日本経済団体連合会 | 23 | A | 外国人研修・技能実習制度の見直し | 技能実習対象職種の見直し拡大 技能実習の対象職種は、現在、その大半が製造業に係る職種であるが、サービス業を含め開発途上国等へ高いニーズがあり、わが国において優れた知見・技術が蓄積されている分野等(例えばチェーン展開されている各種サービス事業等)について、必要に応じて公的評価制度のあり方を見直し、対象職種を拡大すべきである。 | | グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・複雑化に伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につけるために長期間、わが国国内で実務研修を行う必要性が生じている。研修から技能実習への移行申請者が4万人を超える(2005年)など、外国人研修・技能実習制度がわが国および開発途上国において欠かせない制度となった今、同制度を適正かつ円滑に推進し、一層充実させていくためには、運用の適正化とともに、制度自体の見直しもあわせて行う必要がある。 | 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組 | 法務省入国管理局 厚生労働省労働力開発局 ほか | 現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」、(生活実費として研修手当を支給)と2年間の「技能実習(労働の対価として賃金を支給)の最長3年間で構成され、「技能実習」の対象職種は、技能検定等の対象となる。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特別あり)となっており、技能実習終了後の就労は認められていない。 | |
| 5057 | 5057082 | | | z09024 | 法務省 | 建物の区分所有に関する法律第17条第1項 | 共用部分の変更は、その形状又は効用の著しい変更を伴うもの限り、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議で決するものとされている。 | d | - | 区分所有法第17条第1項は平成14年に改正され、共用部分の変更については、共用部分の形状又は効用に著しい変更を伴うもの限り、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議を要するものとされている。そして、このような著しい変更を伴わない共用部分の変更については、区分所有法第18条第1項の「共用部分の管理に関する事項」として、同法第39条第1項より、区分所有者及び議決権の各過半数で決することが可能である。 この共用部分の「形状又は効用の著しい変更」に該当するか否かは、変更を加える箇所及び範囲、変更の態様及び程度等を総合して、個別・具体的に判断されるものであるから、法令の規定によりその明確化を図ることは困難である。しかしながら、本要望にある、店舗のリニューアルでファザード部分に変更を加える改修工事は、その具体的な内容にもよるが、通常は、建物の基本的構造部分を取り壊すなどの著しい加工を伴うものではないことから、共用部分の形状等の著しい変更に当たらず、現行法の下において、過半数の決議によって実施可能であると考えられる。法務省としては、平成14年に改正された区分所有法第17条の改正の趣旨等について、関係団体等に対する説明会の機会や各種出版物を通じて広報を行ってきたところであり、今後とも、その周知徹底に努めていきたいと考えている。 | | (社)日本経済団体連合会 | 82 | A | 複合分譲マンションにおける商業店舗の改修工事の要件緩和 | 通達等を発布し、「形状又は効用の著しい変更」の定義を明確化すべきである。特に、店舗のリニューアル等でファザード部分等に変更を加える場合、どのような変更が「形状又は効用の著しい変更」に該当するかについて明示すべきである。 | | 区分所有者及び議決権の各4分の3以上の議決が要求される。その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。との規定は、その解釈をめぐり意見の対立を生む場合が多い。このため、ファザード部分等の変更を行う場合、建物の構造には影響を与えないものであっても、外壁を構成するため、共用部分に変更を加えたとして区分所有者及び議決権の各4分の3以上の同意が必要とされ、手間取ることが多い。商業店舗は競争激化に伴い、外壁等へのテナント工事の要望は多く、改修のサイクルも短縮化する傾向にある。規定を与えないものであっても、共用部分に変更を加えたとして、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議が必要となる場合がある。 | 建物の区分所有等に関する法律第17条は、建物の共用部分の変更について、その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除き、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議が必要としている。この点に照し、「形状又は効用の著しい変更」の定義が不明確なため、分譲マンション内の商業店舗がファザード部分の変更を行う場合、建物の構造に影響を与えないものであっても、共用部分に変更を加えたとして、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議が必要となる場合がある。 | 法務省民事局 参事官室 | | |
| 5057 | 5057083 | | | z09025 | 法務省 | 建物の区分所有に関する法律第17条、31条、39条、62条 | 区分所有建物の建替えについては、区分所有者及び議決権の各5分の4以上の多数による集会の決議で決するものとされている。 規約の設定、変更及び廃止、共用部分の変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く)については、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議で決するものとされている。 | c | - | 区分所有法は、その決議要件の多くについて頭数要件と議決権要件とを併存させている。これは、区分所有関係は、建物・敷地等の共同所有関係であると同時に一つの共同利用関係であり、後者の観点からは、各区分所有者がそれぞれ同じ大きさの議事参加権を有することとして、小さな共有持分しか有しない区分所有者の意見をも管理に反映させることが相当であると考えられることによる。また、区分所有法は、一の区分所有者が多数の専有部分を所有し、残りの専有部分を多数の区分所有者が所有するようなケース(本要望にあるケースである。)で生じ得る不都合に配慮して、共用部分の重大な変更に関する決議については、特に規約で頭数要件を過半数にまで減ずることを許容している(同法第17条第1項ただし書・第21条)。 以上のとおり、決議要件に関する区分所有法の規定内容は合理的なものであると考えている。また、区分所有建物には、住居専用型や非住居専用型だけでなく、居住用と商業用の複合用途型もあるほか、所有者による専有部分の用途の変更に伴って区分所有建物の主要な用途が変わることもあり得る。したがって、主要な用途の判定は必ずしも容易でなく、これを基準として決議要件を異なるものとすることは、法律関係を不安定なものにするおそれがあるため、慎重に検討する必要がある。 | | (社)日本経済団体連合会 | 83 | A | 区分所有法における決議要件の緩和(新規) | 建物の主要用途等に、組合総会の決議要件を定めるべきである。例えば、居住用は現行のままとしても、商業用・オフィス用については頭数要件を削除して議決権要件のみとする等の措置とすべきである。また、規約で別段の定めができる範囲を広げるべきである。 | | 現行の建物区分所有法は、分譲マンション等、区分所有者が相当数存在し、かつ各区分所有者の持分割合(専有部分面積割合)が近似しているケースを念頭に規定されており、決議要件においても例外ではない。 一方、オフィス・商業用途の区分所有建物においては、1-2名程度の大オーナーが専有部分の大半を有し、多数の小オーナーが一部の専有部分を有しているケースも多いが、現行の制度においては、大規模改修工事を実施する際に「頭数要件」が充足されず、当該建物の経済的価値の大半を有している大オーナーの権利が制限されているケースも多々ある(例えば、商業ビルにおいて集客力を高めるために外壁や共用部の大規模改修工事を実施しようとした場合、費用増出を嫌がる個人オーナーが4分の1以上存在すると大規模改修工事は実施できず、当該建物の大半を有する大オーナーに多大な不利益が生じる)。同様のことは、建物の建替についても該当する。 特に上記不都合は、築数十年の老朽化したビルにおいて顕著であり、また、このような区分所有ビルでは管理規約が存在しないことが多いため、立法化により解決を図る必要がある。 | 区分所有建物は用途(居住用・商業用・オフィス用)に関係なく、管理組合総会の決議要件が一律にこの通り定められている。 普通決議(第39条：共用部分の軽微変更等) 区分所有者及び議決権の各過半数の賛成。但し、規約で別段の定めが可能。 特別決議(第17条：共用部分の重大変更、第31条：規約の変更) 区分所有者及び議決権の各4分の3の賛成。なお、「共用部分の重大変更」については、規約により区分所有者の定数を過半数まで減らすことが可能。 特殊決議(第62条：建替決議) 区分所有者及び議決権の各5分の4の賛成。規約で別段の定めはできない。 | 建物の区分所有に関する法律第17条、31条、39条、62条 | 法務省民事局 参事官室 | |

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

| 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割補助番号 | 統合 | 管理コード | 所管省庁等 | 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 要望主体 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革/民間開放B) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁等 | その他(特記事項) |
|--------|----------|--------|----|--------|--------------------------|---|---|-------|---|---|--------------|--------------|--------|-------------------------------------|--------------------------------------|--|---|---|---|--|--|
| 5057 | 5057086 | | | z09026 | 法務省 | | 定期借家制度導入前に締結された居住用普通借家契約については、当事者の合意に基づく定期借家契約への切替えが、当分の間、禁止されている。 定期借家契約を締結する際には、賃貸人は、あらかじめ、賃借人に対し、契約の更新の促進に関する特別措置法附則第3条第38条2項借地借家法38条5項 | b | 1 | 本要望に関しては、平成15年7月以降、与党議員により、法改正に向けた具体的な検討が進められており、法務省においても必要な協力等を行っているところである。与党議員による検討作業は、法務省から「借家契約の正当事由に関する裁判例調査」の結果を、国土交通省から「定期借家制度実態調査」の結果をそれぞれ聴取し、また、業界団体、借地借家人関係団体、経済団体、学識経験者等から幅広くヒアリングを行うなどした上で、議員が各検討事項についての検討を行うという形で進められているものと承知している。 | | (社)日本経済団体連合会 | 86 | A | 定期借家制度の見直し | 定期借家制度導入前に締結された賃貸住宅契約についても既存の賃貸借契約を合意解約し、定期借家契約に変更できるようにすべきである。定期借家契約に際し、書面交付・説明の義務を廃止すべきである。床面積200㎡未満の居住用建物の借家人の中途解約権を見直すべきである。 | | 既存の借家契約を定期借家に切り替えることができないことが定期借家制度普及のネックとなっている。契約上定期借家である旨明記されていれば十分であり、別途書面交付・説明をすることは手続を煩雑にするだけである。借家人の一方的な中途解約権は法的安定性を阻害し、定期借家制度普及のネックとなっている。 | 良質な賃貸住宅等の供給に関する特別措置法附則第3条第38条2項借地借家法38条5項 | 法務省民事局参事官室 | 定期借家制度導入前に締結された賃貸住宅契約は、当分の間定期借家住宅契約への切替えが認められない(良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法附則第3条)。定期借家契約に際しては、契約の更新がなく、期間の満了とともに契約が終了する旨契約書とは別に書面を交付の上説明しなくてはならない(借地借家法第38条2項)。床面積200㎡未満の居住用建物の借家人は、当該住居がやむを得ない事情により生活の本拠とできなくなった場合、特約がなくとも中途解約できる(借地借家法第38条5項)。 |
| 5057 | 5057087 | | | z09027 | 法務省 | 借地借家法第28条 | 賃借人が契約の終了を主張して賃借人に明渡しを求めると、建物の使用を必要とする事情のほか、建物の賃貸借に関する従前の経過、建物の利用状況及び建物の現況並びに建物の賃借人が建物の明渡しの条件として又は建物の明渡し引換えに建物の賃借人に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当事由があると認められることが必要とされている。 | b | 1 | 本要望に関しては、平成15年7月以降、与党議員により、法改正に向けた具体的な検討が進められており、法務省においても必要な協力等を行っているところである。与党議員による検討作業は、法務省から「借家契約の正当事由に関する裁判例調査」の結果を、国土交通省から「定期借家制度実態調査」の結果をそれぞれ聴取し、また、業界団体、借地借家人関係団体、経済団体、学識経験者等から幅広くヒアリングを行うなどした上で、議員が各検討事項についての検討を行うという形で進められているものと承知している。 | | (社)日本経済団体連合会 | 87 | A | 借地借家法における正当事由制度の見直し[新規] | 建物賃貸借契約における正当事由制度を廃止すべきである。仮に正当事由制度を存続させる場合においても、立退料の上限を設定すべきである。なお、立退料の上限としては、以下の何れかの方法が考えられる。 用途別(例: オフィス系は賃料の2年分、商業系は3年分、住居系は1年分が上限) 建替目的別(例: 全てのテナントの立退き完了後2年以内に解体工事に着手する場合は上限あり) 築年数別(例: 築30年以上の建物については上限あり) | | 上記の通り、更新拒絶に関して裁判所が高額な立退料を認定していることから、特に都市部において土地機能の更新(建物の建替)の大きな障害になっている上、都市の防災上の観点からも好ましくない状況になっている。不動産の流動化が進んでいる現在、特に開発型流動化案件においては、立退料の算定について予測可能性が低いことが、事業化に際しての大きなリスク要因となっている。この点、上限を設定することにより、貸主側としては上限以内の立退料を暫定的に借主側に支払うことで立ち退きを実現し、おいて裁判等により金額を確定することが可能となる(すなわち迅速な明渡しが可能となる)。借家における正当事由制度は、住宅不足が懸念されていた戦中の昭和16年に立法化された制度であり、借家が十分に存在する現在においては、既に社会的使命を終えている。立退料が高額なので、結果的に、立ち退き料目的の不正業者の介入を助長している。 | 借地借家法第28条 | 法務省民事局参事官室 | 建物賃貸借契約においては、契約終了時に貸主に「正当事由」がない限り、契約の更新拒絶が認められていない。現状、建物賃貸借契約の「正当事由」はなかなか認められず、また、相当程度に劣化し、物理的・機能劣化した建物であっても、裁判になれば、更新拒絶(正当事由)が認められるためには「正当事由」を補充するものとして、莫大に立退料の支払を裁判所から求められる。 |
| 5057 | 5057090 | | | z09028 | 内閣官庁、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省 | テロの未然防止に関する行動計画(平成15年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定) ・旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の2 ・旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成17年2月9日付健康第0209001号厚生労働省健康局長通知) ・旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行に関する留意事項について(平成17年2月9日付健康第0209004号厚生労働省健康局長通知) | c | | 外国人宿泊者に係る旅券の写しの保存の指導については、「テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)」を踏まえ、外国人宿泊者に係る宿泊者名簿の正確性を担保することによって関係行政機関による外国人テロリストに関する正確かつ迅速な情報収集や追跡調査等に支障を来さないようにすることを目的として措置したものであり、テロに対する国民の安全等を確保するための施策の一つとして、その必要性が高いことから、これを廃止することは困難である。 | | (社)日本経済団体連合会 | 90 | A | 旅館・ホテルにおける外国人宿泊者の旅券写しの取得・保存の見直し[新規] | 外国人宿泊者に係る旅券の写しの取得・保存を省略できるようにすべきである。 | | 当該措置の趣旨は十分に理解できるが、その目的は、旅館・ホテルが外国人宿泊者に旅券の提示を求め、宿泊者名簿記載事項の内容と照合することで十分達成し得る。この運用を見直すことにより、外国人宿泊者及び旅館・ホテル双方の負担の軽減を図り、外国人宿泊者のより円滑な受入れを推進すべきである。現に、旅券のコピーをとる際に、外国人宿泊者が視認できない場所(事務室等のバックヤード)で旅券を一時的に預かるを得ない場合があり、外国人宿泊者から不安や不信が表明されるといった事態が生じていることに留意されたい。また、外国人団体ツアー客の場合、旅行会社を通じて事前あるいはチェックイン時に国籍及び旅券番号を記載したツアー客リストが提供されるため、旅券の提示のみにて国籍・旅券番号を確認できる。にも拘らず、個人について旅券のコピーをとらなければならないため、長時間待たせ、クレームが発生する事態も少なからず生じている。運用の改善により外国人旅行者に対する接遇が向上すれば、ビジット・ジャパン・キャンペーンをはじめとする観光立国の推進に資するものと考えられる。 | テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)に基づき、旅館業法施行規則第4条の2旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成17年2月9日厚生労働省健康局長通知)旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行に関する留意事項について(平成17年2月9日厚生労働省健康局長生活衛生課長通知) | 厚生労働省健康局長生活衛生課 | 「テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)」に基づき、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)が改正され、2005年4月1日より、旅館・ホテルの宿泊者名簿に外国人宿泊者の国籍ならびに旅券番号の記載が義務づけられるようになった。併せて、厚生労働省健康局長生活衛生課により、当該外国人宿泊者の旅券のコピーをとり、宿泊者名簿とともに保存するよう指導されている。 | |

| 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割補助番号 | 統合 | 管理コード | 所管省庁等 | 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 要望主体 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革/民間開放B) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁等 | その他(特記事項) |
|--------|----------|--------|----|--------|---------------|---|--|-------|-------|---|-----|--------------|--------|------------------|--------------------------------|--|------------|--|-------------------|------------|--|
| 5057 | 5057139 | | | z09029 | 全庁 | | 法務省が民間機関と締結する物品の購入や賃貸借の契約については、債権譲渡禁止特約の条項が盛り込まれている。ただし、信用保証協会及び金融機関に対する売掛債権の譲渡については解除されている。 | b | | 債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)については、実施の可否を引き続き検討することとし、各官庁の統一した対応については、前向きに検討したい。 | | (社)日本経済団体連合会 | 139 | A | 国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除 | 各官庁・地方公共団体向け金銭債権につき、遅やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各官庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする。事前承認手続を大幅に簡素化する。債権譲渡に対する取扱いを統一する)を策定し、売買契約・請負契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一した取扱いすべきである。 | | 資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各官庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。 | | 全庁、地方公共団体 | 国の機関及び地方公共団体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の官庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止条項適用の例外とする等、企業における先担債権を活用した資金調達の実現が図られている。しかしながら、依然として官庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。 |
| 5057 | 5057156 | | | z09030 | 金融庁、法務省 | 社債等の振替に関する法律129条 | 法令の規定により担保若しくは保証として、又は公職選挙法の規定によって振替社債等を供託する場合の規定は設けられているが、その他の理由に基づいて供託することを想定した規定は存在しない。 | c | | 弁済供託は、物の引渡義務を負う者がその保管コストから早期に解放される方法を認めるためのものであるから、民法上、弁済供託の対象は弁済の「目的物」(動産・不動産)に限られており(民法494条)、振替社債のような債権そのものについての弁済供託は、債権については債務者に保管コストが生じないことから、民法上も認められていない。したがって、振替社債等の弁済供託の制度を設けることは、債権のうち振替社債等についてのみ民法の供託の特例を設けることを意味するが、なぜ他の種類の債権では認められないものを振替社債等についてのみ認めるのかについての合理的な説明は困難であると考えられる。 また、社債等振替法においては、口座管理機関は、振替の申請がない限り、被相続人の口座に記録された振替社債の振替をすることはできない。仮に弁済の供託制度を設けても、口座管理機関は、相続人からの振替申請がなければ当該制度を利用することはできないから、当該制度を設けても結局要望者の企図する目的の達成にはつながらないものと考えられる。 逆にいえば、口座管理機関は、相続人全員の振替の申請があるまで、被相続人名義の口座に記録された振替社債等について特段の処置を行う必要がないことになるから、口座管理機関が、相続人名義の口座に当該振替社債等の振替を行わなかったことを理由に責任を問われる事態は発生し得ないものと思われるため、その意味でも弁済供託の制度を新設する必要性は低いと考えられる。 以上に述べた理由から、振替社債等について、弁済供託の制度を認めることはできず、またその必要性も高いものとは言えないと考えられる。さらに、振替株式についても、振替社債で述べたことが当てはまるから、振替社債と同様、弁済供託の制度を認めることは困難であると思料する。 | | (社)日本経済団体連合会 | 156 | A | 振替社債等の供託制度の規定整備(新規) | 振替社債等について、弁済の場合でも供託が認められるよう、規定を整備すべきである。また、振替株式についての規定を整備すべきである。 | | 振替社債等について、その口座名義人の死亡等により相続が発生した場合、相続人等の事情によっては、振替社債等の払い出し先が確定せず、場合によっては証券会社等に対し相続確定の訴え等が提起されることがある。こうした相続人等の争いに巻き込まれないためには、振替社債等を弁済供託することが一つの方法であるが、社債振替法には供託の規定が整備されていないため、振替社債について供託が認められない。 | 社債等の振替に関する法律第129条 | 法務省 金融庁 | 振替社債等の供託については、担保もしくは保証、または公職選挙法の規定によって供託する場合の規定はあるものの、弁済供託については定めがない。 |
| 5057 | 5057193 | | | z09031 | 警察庁、法務省、厚生労働省 | 出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 | 介護分野に係る在留資格は設けられていない。 | c | | 未だ日比EPAの下での枠組を構築中であるところ、これが未だ実施されていない段階において介護に係る在留資格の創設等を行うことは困難である。 まずは、日比EPAの大筋合意を受けて、その実施状況を踏まえつつ、慎重に検討を行っていく必要がある。 | | (社)日本経済団体連合会 | 193 | A | 外国人の介護分野での在留資格の整備 | 当面、介護業務に関する専門性を有するとされている介護福祉士については、介護事業者等からの要望を踏まえ、新たな在留資格を設け、わが国における外国人の介護分野での就労を認めるべきである。同時に、わが国の高校卒業と同等程度の中等教育を修了した外国人で一定の日本語能力を有する者については、「留学」等の在留資格においてわが国に2年間滞在し、厚生労働大臣の指定した養成施設において介護福祉士として必要な知識および技能を修得することを認め、介護福祉士の資格取得後、新たな在留資格に変更することを可能とすべきである。 将来的には、介護福祉士試験の変換による国家資格を取得するための準備活動の一環として、一定の日本語能力を有する者がホームヘルパー等の公的資格を取得してわが国で就労することを認めるとともに、これらの資格取得を支援すべく、わが国の訪問介護員養成研修事業者等が日本語教育ならびに日本と同様の課程を実施する分校を海外で設置できる制度を設けることを検討すべきである。 | | 介護は、少子・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると予想される分野であり、わが国の介護サービスの維持・充実の観点から、諸外国から優秀な人材を受け入れることが重要である。右記の日比大筋合意は、とりわけこれまで専門的・技術的分野とみなされていなかった介護分野での外国人の就労の途が開かれた点で、その第一歩として評価できるが、わが国の介護サービスの維持・充実の観点からも、経済連携協定交渉において合意した場合に限らず、同分野での外国人受け入れの一層の促進に取り組むべきである。 | | | |

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

| 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割補助番号 | 統合 | 管理コード | 所管省庁等 | 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 要望主体 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革/民間開放B) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁等 | その他(特記事項) |
|--------|----------|--------|----|--------|------------------|------------------------|---|-------|-------|--|-----|--------------|--------|------------------|-----------------------------|--|--------------------------------------|---|--|----------|--|
| 5057 | 5057194 | | | z09032 | 内閣官庁、 警察庁、法務省 | 出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第一 | 在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」、「投資・経営」については、在留期間は最長3年となっている。 | b | | 一定の研究者や「技術者」については、所屬先に一定の条件を付した上で在留期間の上限を5年にする措置を取ったところである。なお、更なる高度人材にかかる在留期間の伸長については、在留期間を伸長しても在留管理を適切に行い得る仕組みの構築について、現在、内閣官庁設置された「在留管理に関するワーキングチーム」において検討を行っているところであり、この結果を踏まえて、検討していく必要がある。 | | (社)日本経済団体連合会 | 194 | A | 「高度人材」に対する在留期間の長期化 | わが国経済社会の様々な分野で活躍する(あるいは活躍が期待されている)「高度人材」の受入れをより一層促進するため、わが国で長期的かつ安定的に就労することを望む「高度人材」にとって阻害要因となっている最長3年の在留期間について、例えば在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」、「投資・経営」等、総じて専門性が高く不特定な者も少ない分野の外国人材については、その他一般の専門的・技術的分野の外国人労働者を含む在留外国人材のチェック体制の強化に関する議論・検討に先行させ、在留期間を5年に伸張すべきである。 | | 専門的・技術的分野の中でも、右記の在留資格「投資・経営」等の「高度人材」については、現行の在留期間(3年又は1年)終了までに更新の手続きを行う制度に代えて、一定の報告義務等を課し資格や活動等を行っていないことを証明すること等の手続きを導入することにより、不法就労等の問題が発生するのを防止できる。その一方で、問題のない「高度人材」の身分の安定性が大いに高まることで、優秀な人材を海外から受け入れるための環境が改善されるものと期待される。 なお、その他「高度人材」に含まれない一般の専門的・技術的分野の在留資格者や、身分又は地位に基づき(在留資格者などの在留外国人材については、就労状態、居住状態、社会保障の加入状況、子供の就学状況等を総合的に把握・管理する仕組みを検討し、在留期間の伸長も含め、引き続き2006年度中に議論を得るために検討すべきである。 | 出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2 | 法務省入国管理局 | 出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2 |
| 5057 | 5057195 | | | z09033 | 警察庁、法務省、厚生労働省 | 出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第一 | 在留資格「技能」は、産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動とされている。 在留資格「企業内転勤」をもって在留する者が行う活動は、在留活動「技術」又は「人文知識・国際業務」の活動とされている。 | c | | 在留資格「技能」は、産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動であり、「企業内転勤」の在留資格をもって行う自然科学分野や人文・社会学分野における知識等を要する活動とはその性質を異にするものであることから、「企業内転勤」の活動に、「技能」の活動を含めることは困難である。 | | (社)日本経済団体連合会 | 195 | A | 専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し | 現状、専門的・技術的分野に該当するとは評価されない分野の外国人労働者の受入れについて、政府は、既に議論を先送りすることのないよう、期間を明確にした上で可及的速やかに検討を進めるべきである。 当面、例えば「技能」の在留資格で認められる活動として、入管法別表第1の2に定められている「産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動」をより柔軟に解釈して基準省令を見直し、わが国の産業競争力、地域経済、ならびに国民生活の維持・強化の観点から必要な外国人受入れを推進すべきである。具体的には、高校卒業生(はこれと同等程度の中等教育を修了していること、一定以上の実務経験等を有すること(例えば、海外の日系企業等で4年以上研修・技能実習で3年修了など)、一定以上の日本語能力及び技能評価を受けていること(例えば、技能検定若しくは厚生労働大臣が認定する企業の社内検定など)を条件とし、「技能」の在留資格の下で日本国内での就労を認めるべきである。同時に、「企業内転勤」の在留資格についても、上記見直しに合せて、現在認められている「技術」又は「人文知識・国際業務」に加え、(*) | (*)「技能」の在留資格に該当する活動も適用されるよう検討すべきである。 | わが国では労働人口減少や2007年問題の顕在化を受け、一部の製造業、サービス業などの現場において、熟練技術・技能労働者不足が深刻化している。このため、現在は専門的・技術的とみなされていない分野についても、質の高い技術・技能を有する外国人材を受け入れるよう、その範囲の見直しを検討することが喫緊の課題である。とりわけ、わが国産業の国際競争力の源泉である生産現場に不可欠な技術・技能、知識、ノウハウを有する人材や、豊かな国民生活や地域経済を維持する上で不可欠な人材などをより積極的に受け入れる必要性が高まっている。 こうした中、日本・インドネシア経済連携協定交渉においては、インドネシア側より、看護・介護や旅行・ホテル業に属する人材の受入れ、さらには、わが国が実施する外国人研修・技能実習制度の見直しについて要望が出されている。よって、わが国として、研修・技能実習受入れ対象職種を拡大するとともに、現行の外国人研修・技能実習制度の期間の見直しや研修・技能実習修了後の就労の許可、さらには、ODA活用による送り出し国での日本語教育など人材育成面の経済協力について、積極的に対応すべきである。 | 出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 | 法務省入国管理局 | 現在、就労を目的とする在留資格として出入国管理及び難民認定法(入管法)上、「投資・経営」、「研究」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「技能」等の14資格、「外交」、「公用」を除くが定められており、その具体的な要件は、出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令にて規定されている。 第三次出入国管理基本計画(2006年3月29日策定)では、「専門的・技術的分野における外国人労働者の受入れを一層積極的に推進していくことが重要であり、専門的・技術的分野と評価できるものについては、経済・社会の変化に応じ、在留資格や上陸許可基準の見直しを行っていく」と指摘するとともに、「現在では専門的・技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて着実に検討していく」としている。 |
| 5057 | 5057207 | | | z09034 | 法務省 | 弁護士法第72条第1項 | 企業グループ内における有償での法務サービスの提供について、弁護士法72条は現在においても合理性、妥当性を有する規定と考えている(最高裁判例の指摘する同条の立法趣旨は現在でも妥当だと考えている)。グループ企業であっても法人格は別であるから、グループ企業間での法律事務の取扱いであっても同条の規制対象となる。 グループ企業間の法律事務の取扱いについて同条の規制対象外とした場合、グループ企業間関係を作出しさえすれば他者の法律事務を取り扱うことが許されることになる(例えば、反社会的勢力がある企業の債務整理に介入して債権者と交渉する場合において、そのまま行う場合は同条違反となるのに、当該企業の議決権の相当部分を無償あるいは低廉な額で取得し、親子関係やグループ関係を作出した上で行う場合は同条違反にならないことになる)が、これは、当事者その他の関係人らの利益の保護や法律秩序の維持を目的とする同条の規制の趣旨からして相当でない。 したがって、グループ企業間の法律事務の取扱いを同条の構成要件から除外することは相当でない。 | c | i | 以下3種類のサービスを有償で行うことができるよう、法を改正すべきである。 親会社の法務担当者による子会社または関連会社に対する法務サービスの提供 子会社または関連会社の法務担当者による親会社に対する法務サービスの提供 子会社または関連会社の法務担当者による他の子会社または関連会社(いわゆる兄弟会社)に対する法務サービスの提供 | | (社)日本経済団体連合会 | 207 | A | 企業グループ内における有償での法務サービスの提供の解禁 | 近年、各企業は、経営資源の大幅な見直しを行い、経理、財務、総務、人事などの業務については、親会社あるいは専門の子会社が、有償で企業グループ内の各社にサービスを提供する体制を構築している。 しかし、法務業務については、弁護士法の規定により、そのようなサービスの提供が禁止されている。 経営資源の適切な集中によって企業経営の効率化を図るために、グループ内企業に対する有償での法務サービスを解禁すべきである。 しかし、完全子会社であっても、法人格を別にすればあくまでも「他人」であることが明確にされ、また、同見解によっても、子会社から報酬を得る具体的な紛争に関連した法務サービスを提供することは、依然として弁護士法72条に抵触することになる。 | 弁護士法第72条、第77条第3号 | 法務省 | | | |

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

| 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割補助番号 | 統合 | 管理コード | 所管庁等 | 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 要望主体 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革/民間開放B) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁等 | その他(特記事項) |
|--------|----------|--------|----|--------|------|---|---|-------------|---|---|--------------|--------------|--------|---------------------------------|--|--|---|-----------------------------|-------|--|-----------|
| 5057 | 5057208 | | | z09035 | 法務省 | 不動産登記規則第181条第2項 不動産登記規則第181条第1項 | 登記識別情報通知書については不動産登記規則第37条第1項に規定されている事項が、登記完了証については不動産登記規則第181条第2項に規定されている事項が、それぞれ記載されている。 | b | | 登記完了証等の記載内容については、今後、表示すべき登記事項等について検討を行うとともに、平成19年度以降、必要なシステム改修についても併せて検討したい。 | | (社)日本経済団体連合会 | 208 | A | 電子申請開始登記所から登記完了後に交付される書類の記載内容の改修[新規] | 電子申請を開始している登記所から登記完了後に交付される書類において、公簿地積、権利設定登記における乙区の順位番号も記載されている。 | 不動産登記法改正前は、全て書面申請であり、登記完了後は登記所から登記済証が交付されていたことから、登記内容の確認が可能であったとともに、権利設定登記における乙区の順位番号も記載されていた。 電子申請を開始した登記所から登記完了後に交付される書類および記載内容は、申請方法の種別によらず、以下のとおりとなっている。 登記完了証 申請受付番号、受付年月日、登記目的、不動産の表示 登記識別情報通知書(表示登記・地役権設定登記に関しては交付されない) 不動産、不動産番号、受付年月日、受付番号、登記の目的、登記名義人、登記識別情報 | 不動産登記法 不動産登記規則 | 法務省 | | |
| 5057 | 5057209 | | | z09036 | 法務省 | 民事訴訟法第132条の10 電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等に関する規則第1条 電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等に関する規則施行細則第2条 | 民事訴訟法上は、民事訴訟手続における申立て等の全般について、オンライン化することが可能となっている(同法第132条の10第1項)。なお、具体的にオンライン化の対象となる申立ての範囲は、最高裁判所規則で定められることとなっているが、訴状、準備書面については、未だオンライン化の対象とはされていない。 いかなる書証を添付書類とし、どのような方法による提出を認めるかは、最高裁判所規則において定められているところである。 民事訴訟法上、オンライン化することが可能とされた申立ては、書面によっても行うことができるが、そのうち、一定のものを除いたものは、最高裁判所規則によってファクシミリによる提出が可能とされている(民事訴訟規則第3条)。 | (措置の分類)について | 民事訴訟手続における申立て等のオンライン化の対象を、全ての申立てに拡大し、訴状や準備書面等についてもオンラインによる提出を可能とすべきについて、制度の現状に記載のとおり、訴状や準備書面等についても、民事訴訟法上はオンライン化は可能とされており、措置済みである。 [訴訟手続において発生する添付書類の電磁的記録による提出についても容認すべき]について 制度の現状に記載のとおり、いかなる書類を添付すべきものとし、また、いかなる方式を許容するかは、最高裁判所規則が定める事項である。なお、申立て等のオンライン化に伴い、法律上当然にその添付書面までオンラインによる提出を認めることについては、例えば、訴状には重要な書証の写しを添付することとされているが(民事訴訟規則第55条第2項)、このように大きな分量となる書証の写し等の提出に当たり、スキャナーを利用してその記載内容等を読みとり、データとして添付することとすると、その容量が膨大になるとなり、システム上、受付事務が遅滞することによって迅速な事件の進行を阻害するおそれ大きいことに照らせば、受け入れ困難である。 [現在FAXを利用した申立ても並行して存在しているが、オンライン化の加速化と業務分散を回避するために、利用者の利便性向上に配慮しつつ、申立て方法をオンライン化に一本化することを検討すべき]について 制度の現状に記載のとおり、ファクシミリによる提出は、最高裁判所規則によって認められているものである。なお、オンライン化される申立てについては、およそ書面による提出を認めないことについては、インターネット等を用いる環境にない訴訟当事者も相当数存在することに照らすと、受け入れは困難である。 | | (社)日本経済団体連合会 | 209 | A | 民事訴訟手続における申立て等の全面的なオンライン化[一部新規] | 民事訴訟手続における申立て等のオンライン化の対象を、全ての申立てに拡大し、訴状や準備書面等についてもオンラインによる提出を可能とすべきである。 また、訴訟手続において発生する添付書類の電磁的記録による提出についても容認すべきである。 なお、現在FAXを利用した申立ても併行して存在しているが、オンライン化の加速化と業務分散を回避するために、利用者の利便性向上に配慮しつつ、申立て方法をオンライン申立てに一本化することを検討すべきである。 | 民事訴訟法第132条の10(電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等)の方式等に関する規則、及び、同規則施行細則(民事訴訟規則第1条、第55条、第79-83条、第137条、第219条) | 最高裁判所 法務省 民事局 | | | | |
| 5058 | 5058001 | | | z09037 | 法務省 | 区分所有法 民法第251条 | 区分所有建物の専有部分をリニューアルする場合には、当該専有部分の所有者である区分所有者の合意を要する。 また、共有物に変更を加えるには、民法第251条に基づき、共有者全員の合意を要する。 | c | | 各区分所有者は、区分所有者の共同の利益に反しない限り、専有部分の使用・収益及び処分について排他的な権利を有するから、専有部分のリニューアルを実施するか否かについては、各区分所有者の個別の判断に委ねることが相当である。専有部分を含むリニューアルや権利交換を区分所有者の多数決で行うことを許容することは、各区分所有者が有する専有部分の所有権の重大な制約となり得るから、その見直しについては慎重に検討する必要がある。 同様に、共有物である建物の大規模リニューアル等について共有者の多数決で行うことを許容することは、各共有者の共有持分の重大な制約となり得るから、その見直しについては慎重に検討する必要がある。 | | 都市問題経営研究所 | 1 | A | 既存建物のリニューアルへ多数決原理と権利変換手法の導入 | 区分所有建物や共有の既存建物について4/5以上の多数の合意により、リニューアルができるよう、法整備が必要である。 | 既存の区分所有建物は、4/5以上の多数の合意により建替えを行うことが可能であるが、建替えを行わずにリニューアルを行う場合には、共用部分の変更は3/4以上の合意が必要であるが、専有部分は当該所有者全員の合意が必要となる。その結果、専有部分を含む大規模リニューアルは、全員の合意による以外方法がなく、現実的にはリニューアルが極めて困難となる。中心市街地には、リニューアルを必要とする区分所有建物が多く存在し、円滑なリニューアルの実施は、中心市街地活性化のために必要であり、そのため多数原理の導入と所有権等の権利移動を行う権利変換手法の導入が不可欠である。 | 建物の区分所有等に関する法律第17条(共用部分の変更) | 法務省 | マンションの場合は、建替えについての法整備が行われましたが、商業の区分所有建物について、同様に権利変換手法の導入と、大規模リニューアルの場合の法整備が必要で、中心市街地の活性化にとって重要な課題です。 | |

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

| 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割補助番号 | 統合 | 管理コード | 所管省庁等 | 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 要望主体 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革/民間開放B) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁等 | その他(特記事項) |
|--------|----------|--------|----|--------|---------------|---|--|-------|-------|---|-----|---------------------------|--------|------------------|---|---|--|---|---|---------------|-----------|
| 5062 | 5062001 | | | z09038 | 総務省、法務省、厚生労働省 | 司法書士法第3条第1項第11号、第2号、第5号、第73条第1項、第78条第1項 | 司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記又は供託に関する手続について代理することができない。なお、違反者には罰則が科される。 | C | I | 登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。なお、商業・法人登記については、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、関連府省と連携して、このような実態やニーズについて調査し、制度見直しについて検討することとしている。 | | 三木 常照 | 1 | A | 法律関連士業の業務制限条項を土業間でのみ緩和、若しくは併接法律専門職資格の一元化を講ずる措置。 | 法律関連士業の業務制限条項を土業間でのみ緩和、若しくは併接法律専門職資格の一元化を講ずる措置。 | 例えば法人設立し許認可事業を営もうとする場合、会社定数は行政書士、設立登記は司法書士、許認可手続は行政書士、設立届、税務申告は税理士、社員の社会保険手続は社会保険労務士と一連の手続であるにも関わらず様々な資格者が関与しているが各士法で許容される範囲の「付随業務」を他士業にも認めるようにする。その際、当然のことながら、能力担保が要求されるが、それは各担当省が法定講習の受講義務、効果測定を講ずる等して検討すれば解決される。また法務省は行政書士への商業・法人登記の解放を能力面の問題で反対しているがそれならば、他士業が商業・法人登記を行い得るか否かの実証実験を実施しその実績(却下率、補正率)を元に判断する方法もある。 | わが国の法律関連資格はあまりにも細分化され過ぎ依頼者である国民は利用し辛い。これは行政の利便主義がもたらしたもので省益優先の既得権益に他ならない。また諸外国に目を向けても細分化された資格者を有するのはわが国の特徴である。国の推し進めている規制改革に正に逆行している。一方で業務に必要な資格を取得すれば良いとの議論もあるが国民にとっては依頼した業務が確実、迅速、廉価であればその目的は達成される。各士業にそれぞれ依頼するのはコストとベネフィットの観点からもはるかにコストが上回り国民負担の軽減にはなっていないからである。 | 行政書士法第19条、司法書士法第73条、税理士法第52条、社会保険労務士法第27条 | 総務省、法務省、厚生労働省 | |
| 5066 | 5066004 | | | z09039 | 全省庁 | | 法務省が民間機関と締結する物品の購入や賃貸借の契約については、債権譲渡禁止特約の条項が盛り込まれている。ただし、信用保証協会及び金融機関に対する売掛債権の譲渡については解除されている。 | b | | 債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)については、実態の可否を引き続き検討することとし、各官庁の統一した対応については、前向きに検討したい。 | | 社団法人リース事業協会 | 4 | A | 国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除 | 各官庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。 | 各官庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。 | | 全省庁、地方自治体 | | |
| 5083 | 5083004 | | | z09040 | 全省庁 | 法制審議会令(昭和24年政令第134号/最終改正平成12年政令第305号) | 法制審議会においては、会議における独立かつ公正な立場からの自由な討論を確保し、審議の過程で知り得た公務上の秘密が漏えいされることを防止する観点から、会議は公開しないこととされている。 | c | - | 審議会又は部会における議事あるいは部会に関する運営面については、審議会の自律に委ねられているため(法制審議会令第9条)、当省のみの判断でご要望にお応えすることは困難である。会議の非公開は、審議会が定めた法制審議会議事規則第3条に規定されている。 | | 特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会 | 4 | A | 政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき | 例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会や中央社会保険医療協議会など)は公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報させている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会(たばこ事業等文科会、税制調査会など)は、財務省のホームページの週間予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。 | 政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を速やかに知ることにより、早期の情報入手と対応が可能になる。 | 政府省庁の審議会の資料が後日(1~2週間後)そのホームページで公開され、1~数カ月後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。マスメディアにのみ公開したり、会後、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保障し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。 | | 全省庁 | |

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

| 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割補助番号 | 統合 | 管理コード | 所管省庁等 | 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 要望主体 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革/民間開放B) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | 制度の所管官庁等 | その他(特記事項) |
|--------|----------|--------|----|--------|-------|--------------------------------|--|-------|-------|---|-----|------------|--------|------------------|--|--|---|---|-------|---|--|
| 5089 | 5089019 | | | z09041 | 法務省 | 会社法160条、会社法施行規則28条、29条 | 株式会社の株主は、当該会社が特定の株主から自己株式を買い受けることについての通知を受け取った場合には、その会日の5日前(定款で短縮可能)までに当該特定の株主に自己をも加入したものを株主総会の議案とすべきことを請求することができる。 | c | | 株式会社が特定の株主から自己株式を買い受けようとする場合において、株主が会社に対し、特定の株主に自己をも加入したものを株主総会の議案とすることを請求するための検討期間の長さについては、原則としては、株主総会の日の2週間前(譲渡制限会社であれば1週間前)から株主総会の日の5日前とされているが、当該期間については、各会社がそれぞれの状況に応じて、株主の判断に基づく(定款自治によって自由に伸長することが可能であること)にかんがみれば、原則的なルールを規制強化の方向で変更するべき旨の本件要望は、規制改革に逆行するものと思料する。 | | 生命保険協会 | 19 | A | 未公開会社(株式譲渡制限会社)が特定の株主から自己株式を取得する際に他の株主が買取を請求できる期間の確保 | 株式譲渡制限会社が、株主総会決議によって特定の株主から自己株式を取得する際、他の株主が自らも買取対象に含めることを請求できる期間(当該議案の通知を受領した日から買取の請求締切日まで)を1週間程度確保して頂きたい。 | 特定の株主から自己株式を取得する場合、他の株主は自らも買取対象に含めることを総会開催日の原則5日前までに請求しなければならないため、当該判断を極めて短期間に行わなければならない。郵送の状況によっては、権利行使できないケースも起き得る。会社法施行規則において、定款で5日間を下回る期間を定めることができる旨が規定されているものの、機関投資家サイド等から買い取り請求期間が確保された定款とするように促し実現させることは困難である。このため、その他株主が買取を求めることができるとする制度の趣旨が活かされない場面が生じる。 | 会社法第160条第2項、同法第3項、同法施行規則第29条 | 法務省 | 会社法において、株式譲渡制限会社においては、株主総会の招集通知の発送期限は、総会開催日の原則1週間までとなっている。一方、株式会社が株主総会決議によって特定の株主から自己株式を取得する際、他の株主は総会開催日の原則5日前までに自らも買取対象に含めることを請求できる。 | |
| 5090 | 5090001 | | | z09042 | 法務省 | 司法書士法第73条第1項、商業登記規則第102条第3項第3号 | 現在、行政書士用電子証明書については、行政書士が作成することができる添付書面情報に関しては、認められているところである。しかしながら、委任による代理人として申請書情報等への電子署名に使用可能な電子証明書としては、日本認証サービス株式会社、セコムトラストシステム株式会社、株式会社中電シーアイ(アイ中部認証センター)、一般行政手続用電子証明書(日本商工会議所)、日本司法書士会連合会認証サービスの5つの電子証明書を定めている。 | c | | 司法書士法第73条第1項で、司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、他人の依頼を受けて登記に関する手続について代理することを業とすることはできないとされている。したがって、行政書士が業として商業・法人登記申請の代理を行うことは違法であるところ。登記申請の代理を行政書士の立場で業として行うことを前提とする行政書士用電子証明書を委任による代理人として申請書情報への電子署名に使用可能な電子証明書として認めることはできない。 | | 電子申請研究センター | 1 | B | 商業法人登記手続・オンライン手続に行政書士用電子証明書が利用できるよう認めてもらいたい | オンライン商業・法人登記手続で利用できる電子証明書に行政書士用電子証明書を認めていただきたい。特に代理人として手続できる者の電子証明書として認めていただきたい。登記手続でのいわゆる出頭主義は廃止され、オンラインや郵送での手続が可能となっています。登記法上も代理人を特定する規定はありません。どなたも代理人になることができます。行政書士が代理で手続すると「違法」であり、一般人が代理で手続すると違法という規制が極めて解りにくいシステムとなっています。 | 現行のオンライン商業・法人登記手続で利用できる民間認証事業者における特定認証業務の電子証明書では、日本認証サービスの証明書、司法書士電子証明書が認められている。これの電子証明書を利用することで代理人として手続が可能である。そこで、民間認証事業者の特定認証業務の電子証明書である「行政書士用電子証明書」も利用できるようにすれば、オンライン登記手続の普及に寄与するのみならず、申請人本人の利便性に資することもあります。既に行政書士は会社設立での電子定款に発起人の代理人として行政書士用電子証明書を利用して電子署名しています。電子公証サービスで利用できるとして法務省告示されています。 | 規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)では、商業法人登記手続の行政書士への開放について「利便性の向上など国民にとって有益な制度改革を行うためには、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、法務省は、関係府省と連携して、このような実態やニーズについて調査し、制度見直しについて検討する。」とあります。この検討の前提において、オンライン商業・法人登記手続では行政書士用電子証明書の利用を認めても、現行法上なら不都合も無いと考えられ、早急に結論をいただきたい。 | 司法書士法 | 法務省 | 平成17年法務省告示第二百九十二号にて、「指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令(平成十三年法務省令第二十四号)第二条第一項の規定に基づき、法務大臣が指定する電子署名の方式等に関する省令(平成十二年法務省告示第五百六十五号)の一部を次のように改正する。」とされビジネス認証サービスタイプ1-G(平成15年総務省・法務省・経済産業省告示第6号)行政書士用電子証明書が規定された。 |